○国土交通省告示第四百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大窪谷（2）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
鹿児島県霧島市霧島大窪字宮下
五九〇番一四から五九〇番一六まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
津房川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県肝属郡肝付町北方
字銭亀塚　二四九四番二　一号及び七号
二四九四番八　六号
字荒田　二四八三番三二　二号
二四八三番二六　三号及び四号
二四八〇番一二　五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
脇浜川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字勝能
字脇浜原　四一四番及び四一五番
四二六番から四二八番まで
四六四番及び四六五番
四七一番及び四七二番
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田代第2小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第八百十七号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県熊毛郡南種子町西之
字小渡瀬　四四五番三　一号
四四五番四　二号
四四一番　三号
四四〇番　四号
四七一番　五号及び六号
四三〇番一　七号及び八号
四〇八番二　九号
四〇四番一　十号及び十一号
四〇三番三　十二号
四〇一番一　十三号
四〇二番一　十四号及び十五号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田代第3小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（平成二十一年国土交通省告示第八百十七号で指定した同号九に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第八百十六号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県熊毛郡南種子町西之
字小渡瀬　四七七番
字二ノ久保　五九六番一
五九七番から五九九番まで
六〇〇番一

○国土交通省告示第四百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
孫谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
京都府宮津市字日置
小字西谷
二一一七番から二一一五番まで
二一一六番・二一一七番合併
二一一八番及び二一二九番
二一一九番一
二一三〇番
二一三一番及び二一三二番
二一三三番から二一三九番まで
二四〇番から二四二番まで
三一番から三三番まで
三六番
二三一番及び二三二番
二三六番から二八番まで
三七番
三九番
七二番及び七三番
二一一番
二一五番
二九番及び三〇番
三四番
三四番地先無番地
三五番
四二番から四六番まで
二〇三番から二一〇番まで
二一三番及び二一四番
二一五番・二一六番合併
小字堀切
二三番及び二四番
三八番
二三三番から二三九番まで
二三九番一
二四〇番から二四二番まで
三一番から三三番まで
三六番
二三一番及び二三二番
二三六番から二八番まで
三七番
三九番
七二番及び七三番
二一一番
二一五番
二九番及び三〇番
三四番
三四番地先無番地
三五番
四二番から四六番まで
二〇三番から二一〇番まで
二一三番及び二一四番
二一五番・二一六番合併
小字小孫
小字西谷左ノ奥
小字西谷左
小字西谷右
小字新宮
小字孫谷口
小字上新宮
小字西谷河原
小字西谷口
小字氷牧
四〇番
七〇番
六八番
六八番一
六九番
七一番
七一番一
七四番から七八番まで
八〇番及び八一番
二一一番及び二一二番
四八四番及び四八五番
六七番
六八番二
一九七番
一九八番一
一九八番二
一九九番から二〇一番まで
二〇六番
六六番
六六番一
二〇二番
四一番
小字孫谷堀切
小字堀切口
小字小孫谷
小字孫谷

○国土交通省告示第四百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年三月二十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5080号	救命艇又は救助艇の内燃機関	3 YM27A	ヤンマー株式会社	大阪府大阪市北区茶屋町1番32号

○国土交通省告示第四百三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十日

国土交通大臣　前田　武志

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1147	結露の発生を防止する対策（断熱）に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	東電工業株式会社	東京都港区高輪一丁目3番13号	平成24年3月28日
1149	年間暖冷房負荷の計算方法を用いて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	OM総合保証株式会社	静岡県浜松市西区村櫛町4601番地	平成24年3月28日